

運 営 規 程

| | |
|---------|--------------------------------|
| 事業所名 | くろさわ病院 |
| サービスの種類 | 通所リハビリテーション 介護予防通所リハビリテーション |

1. 事業の目的、運営方針

心身の状態が低下して要支援・要介護状態となった場合に、その利用者が可能な限り居宅において、自己の有する能力に応じ自立した日常生活を送ることができるように、個人プログラムに沿った適切な理学療法、作業療法、その他必要なリハビリテーションを実施し、心身の機能回復・維持、機能低下予防を目指す。

また、通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーションを通じて、利用者自身の生活意欲の向上を図ると共に家族の介護負担の軽減を目的とする。

2. 従業者の職種、員数

| | |
|--------------|----------|
| ① 医師 | 1名以上 |
| ② 作業療法士 | 1名以上 |
| ③ 理学療法士 | 1名以上 |
| ④ 看護職員 | 1名以上 |
| ⑤ 鍼灸師・マッサージ師 | 1名以上 |
| ⑥ 介護職員 | 4名以上 |
| ⑦ 車両係 | 4名以上（兼務） |

3. 従業者の職務内容

① 医師

利用者の病状及び心身の状況に応じて、日常的な医学的対応を行う。

② 作業療法士・理学療法士

日常生活動作能力の維持・向上を目指す。日常生活動作能力や四肢の筋力測定や拘縮の有無といった身体機能と精神機能についての評価・報告を定期的に行い、医師や看護師等と共同して利用者とその家族の希望や居宅サービス計画書（介護予防サービス・支援計画表）に基づいたリハビリテーション実施計画書を作成するとともにリハビリテーションの実施に際し指導を行う。

③ 言語聴覚士

言語聴覚機能及び摂食機能の維持・向上を目指す。言語聴覚機能及び摂食機能や精神機能についての評価・報告を定期的に行い、医師や看護師等と共同して利用者

とその家族の希望や居宅サービス計画書（介護予防サービス・支援計画表）に基づいたリハビリテーション実施計画書を作成するとともにリハビリテーションの実施に際し指導をおこなう。

④ 看護職員

来所時、入浴前後、機能訓練前後、排泄時等の健康チェックとリハビリを実施し、利用者の健康管理を担当する。利用者の日常生活動作訓練を実施する。また、身体状況（疾病等）や利用者の生活状況、生活上の問題点、通所リハビリテーション利用時の状況等についての調査、報告を定期的に行い、利用者とその家族の希望や居宅サービス計画書（介護予防サービス・支援計画表）に基づいた通所リハビリテーション計画を作成し実施する。必要に応じて利用者記録簿への記録・整理を担当する。

⑤ 鍼灸師・マッサージ師

利用者の疼痛等の訴えに対し、医師の処方に基づき、鍼、灸、マッサージを実施する。また、利用者の個人プログラム作成にあたっては、痛みに関する回復状況等の報告を実施する他、必要に応じて利用者記録簿への記録を実施する。

⑥ 介護職員

利用者の日常生活動作訓練や介護サービス全般の実施を担当する。また、身体状況（疾病等）や利用者の生活状況、生活上の問題点、通所リハビリテーション利用時の状況等についての調査、報告を定期的に行い、利用者とその家族の希望や居宅サービス計画書（介護予防サービス・支援計画表）に基づいた通所リハビリテーション計画を作成し実施する。また、利用者記録簿の記録・整理を担当する。

4. 営業日

| | |
|----------|-----------------|
| 通 常 | 日を除く毎日（月～土） |
| 年末年始 | 12/31～1/3は休業 |
| 営業時間 | 午前8時30分～午後5時30分 |
| サービス提供時間 | 午前8時50分～午後5時10分 |

5. 指定通所リハビリテーションの利用定員

| | | | |
|-----|----|-----------------|-----|
| 30名 | 内訳 | 午前8時50分～午後1時10分 | 30名 |
| | | 午後1時50分～午後5時10分 | 30名 |

6. サービスの提供方法及び内容

〈提供方法〉

- ・ 利用者のニーズと居宅介護支援事業者による居宅サービス計画（介護予防サービス・支援計画表）に基づいて利用回数を決定する
- ・ 施設側の送迎または利用者自身での通所、利用者家族による送迎の3方法から選択

〈内容〉

- ・ 医師は利用者の病状及び心身の状況に応じて、日常的な医学的対応を行う
- ・ 利用者個人の有する能力に応じ自立した日常生活を送ることができるように運動療法や歩行訓練、バランス訓練等の身体能力の向上を目的としたリハビリをおこなう
- ・ 認知症等の症状のある利用者に作業療法的な訓練を実施し、認知症の進行を遅らせるための作業活動をおこなう
- ・ 変形性関節症や関節拘縮等による痛みのある利用者に対して、鍼、灸、マッサージを施行する
- ・ 言語聴覚機能や摂食・嚥下機能が低下している利用者に言語聴覚訓練や摂食・嚥下機能訓練等、言語聴覚機能や摂食・嚥下機能の維持・向上を目的としたリハビリをおこなう
- ・ 看護職員がバイタルチェックを実施し利用者の健康状態を把握するほか、必要な方には定期的に体重測定を実施する
- ・ 自宅での入浴が困難な利用者は、介護職員の見守り・介助のもと、施設内の風呂でゆっくりと入浴できる
- ・ 昼食は、管理栄養士による個々の身体状況に合わせた献立を作成し、食事を提供する

7. 利用料

介護報酬告示の額

8. その他の費用

- ① 食費 1回あたり 730円
- ② おやつ 1回あたり 50円
- ③ 鍼・灸治療材料費 1回あたり 170円

9. 通常の事業（送迎）の実施地域

佐久市内(浅科望月地域、小田井地区、臼田地域の内で入沢地区、北川地区、上小田切地区、湯原地区を除く)

10. サービス利用に当たっての留意事項

- ① サービスの開始にあたり介護支援専門員からの利用者基本情報や主治医からの診療情報を基に、利用開始前に利用者の病状・身体状況、緊急時の対応・連絡先等を確認した後、サービス利用開始までに利用同意書の提出をしていただく
- ② サービス利用の際、個人プログラムに沿ったりハビリを実施するに当たり、利用者及びその家族は身体・精神状況の維持・向上に努める
- ③ 日常における家庭生活においても、生活リハビリを実践出来るように当該施設と家族との連絡調整を密にする
- ④ 尿とりパッドやオムツを使用されている方には当施設を利用の際は換えの分を1つ持参していただく
- ⑤ 入浴される方には当施設を利用の際は、入浴時の着替え一式と入浴用のタオル（大小 計2枚）と洗体用タオルを持参していただく
- ⑥ 食中毒予防など衛生面の観点から、おやつや漬物類の持込や昼食の持ち帰りは禁止とする
- ⑦ 営利行為、宗教活動、特定の政治活動の他、他利用者への迷惑行為は禁止とする

11. 非常災害対策

- ① 管理者は、各種の災害に備えた十分な防災対策を講ずるよう努める
- ② 防火管理者を定め、消防計画及び防災計画の作成等防火管理上必要な業務を行わせる
- ③ 防火管理者は、消化器具の掲示、点検等定期的実施する
- ④ 建物内の火元責任者を定め、火災等の防止に努める
- ⑤ 消火、通報及び、避難の訓練を年2回以上実施する
- ⑥ 防災対策に関して、消防署の指導を受ける等、定期的な連携協力体制を確保する
- ⑦ 非常時に即応するため、平素から利用者の実態を把握し、心身の状態に応じた避難誘導、搬送の体制をマニュアル化する。
 - ① 休日・夜間における非常災害対策として、併設病院、併設老健の当直者との事務引継ぎを励行し、定期的に巡視を実施してもらう
 - ② 職員間、関連機関、利用者家族等との緊急連絡網を整備し、各所に掲示しておく
 - ③ 非常時災害対策について、他施設と平素より情報交換し、地域住民等に対し、応援依頼が出来るよう人的信頼関係を構築し、相互の協力体制を形成する

〈付則〉平成12年1月31日施行
平成20年11月13日改正
平成22年10月21日改正
平成24年2月1日改正
平成25年1月16日改正
平成27年4月1日改正
平成29年4月1日改正
令和3年4月1日改正
令和6年6月1日改正